

豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業  
計画段階環境配慮書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和7年11月

愛知県企業庁

# 目 次

第1章 計画段階環境配慮書の公表及び縦覧	1
1. 計画段階環境配慮書の公表及び縦覧	1
(1) 公表の日	1
(2) 公表の方法	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間	1
(4) 縦覧者数	1
2. 配慮書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 配慮書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	3
1. 事業計画	3
2. 環境全般	4
環境の保全の見地以外からの意見	6

## 第1章 計画段階環境配慮書の公表及び縦覧

### 1. 計画段階環境配慮書の公表及び縦覧

「愛知県環境影響評価条例」（以下、「条例」という。）第4条の4及び第4条の5の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨及びその他事項を公表し、公表の日の翌日から起算して30日間縦覧に供した。

#### (1) 公表の日

2025年10月8日（水）

#### (2) 公表の方法

##### ① 日刊新聞による公表

2025年10月8日（水）付けで、以下の日刊新聞紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・中日新聞（朝刊 13面 西三河版）
- ・朝日新聞（朝刊 17面 愛知全県版）
- ・読売新聞（朝刊 19面 愛知全県版）
- ・毎日新聞（朝刊 21面 愛知全域版）

##### ② ウェブサイトへの掲載

2025年10月8日（水）に、事業者ウェブサイトへ掲載した。

#### (3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

関係市の施設2箇所及び事業者の事務所において縦覧を実施した。

また、事業者のウェブサイトへの掲載により公表した。

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間	備考
関係市の施設	豊田市役所環境センター2階 環境保全課	2025年 10月9日（木） ～ 2025年 11月7日（金） まで	午前9時から 午後5時まで	土曜日、日曜日及び 祝日は除く。
	みよし市役所3階 生活環境課			
事業者の事務所	愛知県自治センター12階 工務調整課			
事業者のウェブサイト（ <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-komu/tt-hairyosho.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-komu/tt-hairyosho.html</a> ）への掲載			縦覧期間中常時	—

#### (4) 縦覧者数

##### ① 縦覧者数

縦覧場所における、縦覧者数は、17名であった。

##### ② 配慮書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数

当該ウェブサイトへのアクセス件数は（2025年11月7日までの延べ件数）は、1,085件であった。

## 2. 配慮書についての意見の把握

条例第4条の5の規定に基づき、一般の環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

2025年10月9日（木）から2025年11月7日（金）までとした。

なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

### (2) 意見書の提出方法

①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

②事業者への郵送による書面の提出

### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、2通（意見の総数は20件）であった。

## 第2章 配慮書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

条例第4条の5の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境保全の見地からの意見は14件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が6件あった。

配慮書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

### 計画段階環境配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

#### 1. 事業計画

	意見の概要	事業者の見解
1	7 「ゼロ・オプションは設定しない」？ 「高効率な生産設備、製造技術等を導入することにより、現状の生産能力を維持しつつ、生産性の向上や低炭素化を図るものであることに加え、愛知県が企業ニーズを踏まえた新たな企業用地の開発を豊田市と連携して進める事業であることから、ゼロ・オプションに関する検討は現実的ではない...ゼロ・オプションを設定しない。」p10とありますが、高効率な生産設備、製造技術等を導入することは、現状の工場でも可能なはず。どのような生産設備、製造技術にすればどうなるかの比較検討した結果を示してください。なお、「新たな企業用地の開発を愛知県と豊田市が連携して進める」p10は、トヨタ自動車貞宝工場の北に隣接して運よく(貞宝)ゴルフ場跡地 p10 がありそうただけです。	本事業は、トヨタ自動車株式会社(以下、「トヨタ自動車」という。)の国内工場の多くで老朽化が進み、新工場の整備が喫緊の課題となっていることから、豊田市近郊において工業用地を造成して、生産能力を維持しつつ、高効率な生産設備、製造技術等を取り入れた工場を新設することにより、環境負荷を低減し、社会・地球の持続可能な発展に貢献するとともに、愛知県の持続可能な産業振興と地域活性化に資することを目的としています。このため、ゼロ・オプションに関する検討は現実的ではないと判断しました。
2	8 複数案の配置は他の案も 「主要な建築物の配置は、生産工程の連続性を考慮し、施設用地において設置可能な施設を検討した結果、...A 案、B 案、C 案を想定した。」p10とありますが、長さが240m、290m、200m、500mはそれぞれ理由を示してください。また、幅が230mにそろえてある理由がわかりません。もつと他の配置が考えれそうですが、違いますか。	配慮書における主要な建造物の構造は、類似工場を参考に、想定される最大の寸法を記載しました。また、主要な建造物の配置は、生産工程の連続性を考慮し、施設用地において設置可能な施設を検討した結果、配慮書第2章の「第2.2-4 図 主要な建造物の配置図」に示す3案を想定しました。
3	9 環境影響評価条例の対象工場ではないのか 今後の工場建設で環境影響評価を行なうのですか。愛知県環境影響評価条例では、国の環境影響評価法以外に工場、事業場「燃料使用量11.25t/h以上又は特定排出水の量7,500m <sup>3</sup> /日以上」が対象となっていますが、これに該当するかどうかを判断できるようにしてください。 施設供用に関する事項 p9 で「特定排出水の量は、最大約7,300m <sup>3</sup> /日を想定し」とあり、環境影響評価条例の対象7,500m <sup>3</sup> /日以上を超えないように、ぎりぎりの値です。 また「施設における燃料使用量は、都市ガスが最大約27,000千m <sup>3</sup> /年、A重油が最大約200kL/年を計画している。」とありますが、条例の「燃料使用量11.25t/h以上」と比較できるように、m <sup>3</sup> /年、kL/年を、年間操業日数を示し、単位をそろえ、燃料使用量に換算してください。 1:燃料等(燃料、熱及び電気)の種類に対し、単位に注意しつつ、前年度の「②使用量」を入力します。 2:この「②使用量」に対し、燃料等の種類ごとに「①単位発熱量」が掛けられて、「③熱量」が算出されます。A重油は39.1MJ/kg、都市ガスは41.1MJ/Nm <sup>3</sup> 3:この「③熱量」の合計に対し、原油換算係数0.0258(kl/GJ)が掛けられて、「④原油換算エネルギー使用量」が算出されますので、1,500kl以上か否か確認します。(④ = (③の合計)×0.0258)	配慮書段階において想定した工場等で使用される燃料又は原料の量を重油の量に換算したものの(以下、「燃料使用量」という。)は最大約7t/h、特定排出水の量は最大約7,300m <sup>3</sup> /日であり、「愛知県環境影響評価条例」(平成10年愛知県条例第47号)第2条に規定される「製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場の新設又は増設の事業」に該当しないものと判断しております。 上記の燃料使用量は、「大気汚染防止法第5条の2第1項及び第3項の規定に基づく特定工場等の規模及び総量規制基準」(昭和51年愛知県告示第328号)別表第1に掲げる原料及び燃料の重油の量へ換算したうえで、比重を0.9として重量換算し、年間稼働日数244日で算出したものです。

## 2. 環境全般

	意見の概要	事業者の見解
4	10 工事の実施に係る項目も配慮事項として想定を 「本事業は、用地造成工事及び施設建設工事を想定しているが、工事計画の検討段階であることから、工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定しないこととした。」p141とありますが、工事計画の検討段階とはいえ、案 A、案 B、案 C p10 と、主要な建造物の構造及び配置を検討できるのだから、それなりの生産施設は想定しており、排水計画で「特定排出水の量は、最大約 7,300m <sup>3</sup> /日を想定」p9し、環境影響評価条例の対象工場 7,500m <sup>3</sup> ギリギリであるため、水質ぐらいは計画段階配慮事項として選定してください。大気も同様な検討をし、必要なら追加選定してください。	工場供用後の排水計画については、既存工場を参考に、最大排水量を想定したものです。水質については、排水処理施設等で施設排水及び生活排水を適切に処理し、排水基準以下で周辺河川へ放流する計画であることから、水質への重大な影響は想定されないと考えました。方法書以降の手続きにおいては、水質について調査、予測及び評価を行ってまいります。 なお、大気質に関しては、燃料を使用する設備、排ガスの諸元等は今後検討を行うことから、必要に応じて、方法書以降の手続きにて調査、予測及び評価を行ってまいります。
5	11 施設建設工事の環境影響評価を適切に 施設建設工事は、環境影響評価条例の対象規模に匹敵することが分かっているため、方法書以後の手続きで、排水量・水質、排水処理装置の能力、放流先、放流地点前後の水質調査などを、調査・予測・評価を適切に実施するとともに、大気についても同様に行なってください。	方法書以後の手続きにおいて、工事の実施に伴う水質及び大気質の調査、予測及び評価を適切に実施するよう検討してまいります。
6	12 環境質は最新調査を用いる 大気質の状況 p16 が、2023 年度は古すぎます。各所で 2025 年 4 月 30 日現在の WEB を確認したとあるのでやむを得ない無い面もありますが、愛知県は 2025 年 6 月 30 日に「2024 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果並びに大気汚染調査結果について」を発表しています。 特に SPM2%除外値 p21 が、北部局 0.028→0.028mg/m <sup>3</sup> 、中部局 0.024→0.027mg/m <sup>3</sup> とあがり、年平均値が北部局 0.012→0.012mg/m <sup>3</sup> 、中部局 0.010→0.012mg/m <sup>3</sup> と同じか上がっている PM2.5 が 98%値は p23、北部局 19.5→18.3mg/m <sup>3</sup> 、中部局 18.0→19.1mg/m <sup>3</sup> とあがっている。 大気有害ジクロロメタン p24 は、年平均 1.0→1.2 とあがっている。 通常の大気予測は最新のバックグラウンドとしてこれらの環境濃度をプラスするので、2023 年度の古い環境濃度をもちると危険側に予測されます。今後、準備書での予測は少なくとも 2024 年度の現況調査を用いてください。 なお、NO <sub>2</sub> は p19、年平均値が北部局 0.004→0.04ppm、中部局 0.006→0.006ppm と同じでも、98%値が北部局 0.010→0.08ppm、中部局 0.015→0.013ppm とさかかっていることに留意して、良好な環境を悪化させないようにしてください。	準備書の予測・評価においては、入手可能な最新の調査結果を用いてまいります。
7	13 ダイオキシン類調査は周辺の結果はない？ ダイオキシン類は大気は記載せず p25、水質は「事業実施想定区域及びその周辺では、2019～2023 年度における河川の水質調査結果は確認できなかった。」p33 とありますが、豊田市は 2024 年環境報告書・試料編 p72 で「大気 1 地点、河川(水質・底質)3 地点、地下水質 3 地点及び土壌 3 地点で常時監視調査を実施しています。」 これらの結果は平成 6 年版環境調査報告書(表 3-3、3-4)にあります。 大気は中部局(三軒町)だけの測定だが、年平均値は 0.0086pg-TEQ/m <sup>3</sup> を明記し、水質については、事業実施想定区域を流れる下流部の逢妻女川下流の御乗替橋 0.52pg-TEQ/L を記載すべきです。 これでは、豊田市がダイオキシン類調査を軽視しているかのような表現になります。	大気の水質のダイオキシン類は、第 3 章の「第 3.1-18 表 ダイオキシン類測定結果(2023 年度)」及び「第 3.1-19 表 ダイオキシン類の経年変化」に記載のとおりです。水質、地下水及び土壌のダイオキシン類の調査結果は、対象範囲外であったため記載していません。今後の環境影響評価図書においても、対象範囲の明確化及び、範囲内のダイオキシン類の調査結果を記載してまいります。
8	14 地下水取水への影響を 「2023 年度における地下水の採取量は、豊田市が 6,914 千 m <sup>3</sup> 、みよし市を含む愛知中部水道企業団が 525 千 m <sup>3</sup> となっている。」p97 とありますが、地下水の取水位置(位置、ストレーナ深さ、取水量)を確認し、豊田市の地下水源にどのような影響があるかを調査してください。	方法書以後の手続きにおいて、周辺地域の井戸の位置、地下水利用の状況等の調査を行い、地下水取水への影響について予測及び評価を行ってまいります。
9	15 工事の実施に係る項目も配慮事項に 「本事業は、用地造成工事及び施設建設工事を想定しているが、工事計画の検討段階であることから、工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定しないこととした。」p141～142 とありますが、A 案、B 案、C 案を選定した段階で、各工場の大きさは確定しているので、それなりの想定はできるので、「工事の実施に係る項目」を配慮事項として選定してください。 特に、現地はゴルフ場跡地ということもあり、相当な標高差があり地形改変が必要で、ゴルフ場農薬の使用履歴があるため、地下水の状況だけではなく、地盤・土壌の「土壌環境」及び廃棄物等の「残土その他の副産物」を選定する必要があります。	各工程施設の大きさは、既存工場を参考にしたものであり現時点で確定したものではありません。工事計画については、今後詳細を検討することから、方法書以降の手続きにて、土壌環境、残土その他の副産物を環境影響評価項目として選定してまいります。

	意見の概要		事業者の見解
10	<p>16 騒音予測をプレス工程で考える理由は？</p> <p>騒音の予測手法で「複数案を設定した建造物(プレス工程施設)との最寄りの住宅までの距離を整理した。」p144 とあるが、なぜプレス工程施設からの騒音が、ボデー工程、塗装工程、組立工程施設の騒音より大きいのか、少なくとも現状の自動車工場の主要騒音源と騒音の大きさを示してください。</p>		<p>車両工場のプレス工程施設では、金属加工機械である機械式プレス機の使用が想定されるため、プレス工程施設を主要な騒音発生源と想定しました。</p>
11	<p>17 悪臭予測を塗装工程で考える理由は？</p> <p>悪臭の予測手法で「複数案を設定した建造物(塗装工程施設)との最寄りの住宅までの距離を整理した。」p148 とあるが、なぜ塗装工程施設からの悪臭が、ボデー工程、塗装工程、組立工程施設の悪臭より大きいのか、少なくとも現状の自動車工場の悪臭の主要発生源と悪臭の種類・濃度、出入口・駐車場を示してください。</p>		<p>車両工場の塗装工程施設では、塗料や溶剤を使用しており、車両生産に係る他の施設と比較して臭気が発生しやすいと考えられるため、塗装工程施設を主要な臭気発生源と想定しました。</p>
12	<p>18 約 50m の高低差があり、土壤汚染の恐れを明らかに</p> <p>地下水の状況の調査結果で「事業実施想定区域のうち、残置緑地を除く改変区域における標高の最大値は約 107m、最小値は約 55m、平均値は約 81m である。」p149 とありますが、約 50m の高低差があり、その他、ゴルフ場跡地のため多くの起伏があります。このため、工場敷地として売るために相当の切盛土が必要であり、その量を明らかにするとともに、土壤汚染の恐れがないかをこの配慮書の段階で明らかにしてください。</p>		<p>工事計画は現在検討段階にあるため、切盛土の量は、今後の配置計画等を踏まえ具体化していきます。</p> <p>また、土壤汚染については、方法書以降に現地調査にて確認を行います。</p>
13	<p>19 調査地域の定義がちがっている</p> <p>騒音、悪臭は「事業実施想定区域及びその近傍」p111, 148。</p> <p>地下水、動物、植物、生態系は「事業実施想定区域及びその周囲」p149, 155, 164, 172。</p> <p>景観は「事業実施想定区域から 3km を包含する周囲」p177 としている。いずれも東西 9km、南北 10km の地図内に収まっているが、配慮書での「調査地域」の定義が、騒音・悪臭、地下水・動植物、景観で異なるのは不整合です。異なっている理由は何ですか。</p> <p>p111 騒音「事業実施想定区域及びその近傍とした。」</p> <p>p148 悪臭「事業実施想定区域及びその近傍とした。」</p> <p>p149 地下水「事業実施想定区域及びその周囲とした。」</p> <p>p155 動物「事業実施想定区域及びその周囲とした。」</p> <p>p164 植物「事業実施想定区域及びその周囲とした。」</p> <p>p173 生態系「事業実施想定区域及びその周囲とした。」</p> <p>p177 景観「事業実施想定区域から 3km を包含する周囲とした。」</p> <p>p179 で範囲が図で示されている</p>	<p>計画段階配慮事項の調査の対象とする地域は、「環境影響評価指針」第 8 第 1 項第 3 号に規定される「環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲」を踏まえ以下のとおり設定しています。</p> <p>騒音及び悪臭は、最寄りの住宅を含む事業実施想定区域及びその近傍としました。</p> <p>地下水、動物、植物及び生態系は、影響を受けるおそれが想定される周囲の井戸、注目すべき生息地、重要な群落等、重要な自然環境のまとまりの場等を踏まえ事業実施想定区域及びその周囲としました。</p> <p>景観は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(面整備事業環境影響評価研究会、1999 年)の「対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約 3km 程度の範囲」を参考に設定しました。</p>	
14	<p>&lt;三好ヶ丘住宅街への環境影響について&gt;</p> <p>建設予定地の北から西側に位置する住居専用地域(三好ヶ丘住宅街)への住環境配慮をお願い致します。特に下記事項についてお願い致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通行車両増加による影響 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場稼働に伴う車両出荷、部品資材納入、通勤車両及び建設中の関係車両 etc.による交通渋滞、騒音、排気ガスが予想される。</li> </ul> </li> <li>2. 工場騒音、悪臭の評価方法(計画段階環境配慮書〔要約書〕P15、19)について <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場建造物から最寄りの住宅までの距離にて評価されていますが、周辺住宅件数も評価に織り込むべきと考えます。</li> </ul> </li> </ol> <p>&lt;理由&gt;例として「①10 軒の最寄り住宅」と「②100 軒の最寄り住宅」を比較したとすると、①が②に比較して、工場建物からの最短距離が 1m でも短い場合は、①の影響が大きいと評価されてしまう。</p> <p>周辺環境に調和する次世代の産業地区の計画をお願い致します。</p>	<p>事業実施想定区域の北から西に位置する住居専用地域は、事業実施想定区域に隣接していることから、住環境への配慮について以下の点を考慮し検討してまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事中及び工場稼働に伴う関係車両による交通渋滞、騒音、排気ガスについては、これらの環境影響を回避・低減するための環境保全措置を検討するとともに、交通量、道路交通騒音、大気質等の調査、予測及び評価を実施し、影響の低減に努めてまいります。</li> <li>2. 配慮書においては、住宅までの距離による簡易な予測手法を用いましたが、方法書以降の手続きにおいて影響予測を行う場合は、住居地域内の最も影響を受ける住宅等を評価対象とすることで、住居地域全体の環境影響の低減と環境基準等の環境保全の基準との整合を確保していきます。住居専用地域は、配慮が特に必要な地域と認識しており、今後、可能な限り環境影響の低減策を検討するとともに、周辺環境に調和する次世代産業地区となるよう努めてまいります。</li> </ol>	

環境の保全の見地以外からの意見

	意見の概要		事業者の見解
1	<p>1 なぜ、トヨタ自動車が事業者に入っていないのか 事業者は「愛知県企業庁」p1 だけとなっていますが豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業(2007年7月方法書)では、オーダーメイド方式の造成だったこともあつてか、事業者が愛知県とトヨタ自動車㈱が連名となっていました。同じ造成事業なのに、なぜ、トヨタ自動車㈱が事業者から抜けているのですか。 事業目的では「トヨタ自動車㈱の国内工場の多くは老朽化も進んでいることから、競争力の維持向上と環境負荷低減の取組を加速化するため、新工場の整備が喫緊の課題となっている。」p3 とあり、事業予定地は、「開発済みのゴルフ場跡地」p10 とはいえ、トヨタ自動車貞宝工場の北に隣接する約 142ha をトヨタ自動車の新工場(プレス工程、ボデー工程、塗装工程、組立工程)だけのための造成であり、トヨタ自動車は連名事業者となり、用地造成など必要な費用負担もしてください。</p>	<p>本事業は、「愛知県環境影響評価条例」(平成10年条例第47号)に規定される「工業団地の造成の事業」の規模要件(75ha以上)に該当するため、用地造成工事を実施する愛知県企業庁が事業者となります。 「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」における環境影響評価も、本事業と同様に愛知県企業庁が事業者となりました。</p>	
2	<p>2 トヨタ自動車が取得することは確かか 事業予定地は、事業の位置で「開発済みのゴルフ場跡地」p10 とありますが、これは事実ですか。貞宝カントリークラブは「2027年半ばまでに営業終了を予定していることがわかった。ゴルフ場会員にはすでに方針を伝えており、営業終了後の跡地は工業用に活用される見通し。」中部経済新聞 2025年9月10日とされていただけです。 現に、貞宝カントリークラブのWEB(貞宝カントリークラブ公式ウェブサイト)では、2025年11月現在でも公式サイトで2026年の年間予定が公表されています。工事工程p9 のとおりなら、環境影響評価終了後直ちに用地造成工事が始まりゴルフ場は営業できなくなるはずですが。貞宝カントリークラブはこのことを承知しているのですか。愛知県企業庁は確実にこの土地を取得できるのですか。</p>	<p>「第9次豊田市総合計画」(豊田市、2025年)における将来都市構造で、計画的に新たな産業立地を促進する産業誘導エリアに設定することを豊田市が貞宝カントリークラブへ説明しご理解を得ており、現在、用地取得に向けた交渉を進めております。</p>	
3	<p>3 愛知県としての採算性の検討をしてください 「本事業は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」(昭和55年愛知県条例第3号)に位置付けられている用地造成事業である。」p3 とあり、愛知県企業庁が、土地の取得、造成を行うものですが、用地取得、土地開発法令手続き(保安林解除等)、遺跡調査(年報2017愛知県埋蔵文化財調査センター:北野田B遺跡発掘1200m<sup>2</sup>、南川遺跡50m<sup>2</sup> 始め34遺跡の整理、孫石遺跡600m<sup>2</sup>、トヨタ下遺跡700m<sup>2</sup> 発掘)、環境影響評価などの複雑・面倒な手続を企業庁が負担します。それを加味した譲渡費用になるはずとはいえ、企業がこうした事前の費用を企業庁が肩代わりする制度の是非をまず検討してください。 企業庁の用地造成事業については、平成13年度において包括外部監査の対象となっています。また、愛知県における外部監査が平成20年度に行われました。いずれの監査でも日進東部、日進中部、設楽清崎、幡豆の4地区で先行取得用地を保有していますが、未開発で利活用方法を検討という状況に変化はありません。 企業庁の事業内容(2024.6.10: <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyosomu/0000025116.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyosomu/0000025116.html</a>)によれば1961(昭和36)年度～2023(令和5)年度までに、内陸用地で38,010千m<sup>2</sup>造成完了、94.5%の37,703千m<sup>2</sup>を処分しました。しかし、内陸用地の幡豆地区は土砂採取事業が空港会社からの埋立用土砂のキャンセルがあり、宅地造成事業も平成13年1月31日に事業の中止が決定されました。また臨海用地の中部臨空都市は2,083千m<sup>2</sup>の造成完了後も、処分できたのは1,459千m<sup>2</sup>だけと問題になっています。 こうした将来の事業に対する不安を、企業庁が税金で負担する仕組みは誰が見てもおかしいものです。少なくともトヨタ自動車が、必ず適切な費用で買い取ること、キャンセル時の扱いを示した文書を示してください。</p>	<p>愛知県企業庁では、企業が必要とする敷地面積が、一般的な工業用地の分譲では対応出来ないほど大規模なものであり、かつ、県の基幹産業である自動車産業の高度化に寄与するなど、県の政策上特に重要な開発であると考えられる場合に、オーダーメイド型の開発を行っております。 オーダーメイド型開発とは、特定の企業と地元市町村から開発要請を受け開発行為を実施するものであり、企業庁の事務費を含む開発に係るすべての経費と報酬を企業から受け取る開発手法であります。</p>	
4	<p>4 企業庁が用地造成事業をできる制度の再検討を 愛知県企業庁の業務は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」第1条の公営企業の設置で、水道事業、工業用水事業、用地造成事業の3種類が定められています。が、用地造成事業だけは法の特例で行なうため、条例第2条(法の適用)で「地方公営企業法第2条第3項...に基づき、用地造成事業に法の既定の全部を適用する。」と、わざわざ決めてあります。誰もが使えない水道、工業用水事業を企業庁が行なう事に異論はありませんが、用地造成という特定の企業だけが利用できる事業を企業庁が県税を使って行なう事を再検討してください。 また、地方公営企業法で定められている経費負担の原則により、一般会計が負担すべき経費を除いて、収益でその経費のすべてを賄う必要があります。独立採算性の原則に基づいた企業運営が重要です</p>	<p>「愛知県公営企業の設置等に関する条例」(昭和55年愛知県条例第3号)に基づいて用地造成事業を行っております。 引き続き健全な経営に努めてまいります。</p>	



	意見の概要	事業者の見解
5	<p>5 用地造成計画の縮小・廃止を 「愛知県公営企業の設置等に関する条例」第3条(経営の基本)第4項で「用地造成事業の計画年次及び造成面積は、別表第3のとおりとする。」(一部改正：2011(平成23)年)とあり、計画年次:2016(平成28)年度から2025(平成37)年度まで、造成面積1200万m<sup>2</sup>とあります。</p> <p>今までの63年間で内陸が3801万m<sup>2</sup>、臨海で3786万m<sup>2</sup>、計7587万m<sup>2</sup>の造成をしながら(平均120万m<sup>2</sup>/年)、幡豆の失敗、中部臨海の不振を見直し、たびたび監査を受けたこともあり、今後10年間で1200万m<sup>2</sup>(平均120万m<sup>2</sup>/年)造成という同程度の計画ですが、まずは、幡豆の失敗、中部臨海の不振などを含め、造成後の未収割合5~10%を削減し、そもそも論から考え、用地造成計画の縮小・廃止を検討してください。</p> <p>都道府県、指定都市・市町村・事務組合合計では、平成16年度は622事業、平成17年度は537事業、平成18年度は521事業であり、減少傾向が認められます。</p> <p>また、千葉県では平成22年9月に策定した「企業庁新経営戦略プラン(改定版)(平成22年度~24年度)」に基づき、土地造成整備事業について、24年度末に一定の区切りを付けることとし、各種取組を実施してきました。この結果、概ね所期の目的を果たすことができた(企業庁新経営戦略プラン(改定版)の実施結果について/千葉県)としていることを参考にしてください。</p>	<p>「企業庁経営戦略」(計画期間:2016年度~2025年度)を策定し、経営の効率化・適正化など、経営基盤の強化の取組みを進めています。</p>
6	<p>6 トヨタ自動車として採算性の検討をしてください</p> <p>「トヨタ自動車株式会社の国内工場の多くは老朽化も進んでいることから、競争力の維持向上と環境負荷低減の取組みを加速化するため、新工場の整備が喫緊の課題となっている。」p3とありますが、新工場の整備が課題となっていることは理解できるとしても、「主な施設としては、プレス工程、ボデー工程、塗装工程、組立工程と含む工場を整備する計画である。」p9とあり、従来の工場と同じ内容ではないですか。これでは製造する自動車も同じままで、環境負荷低減の取組みを加速化することはできないのではないですか。将来の自動車の在り方から、どのような自動車が売れるのか、採算性を十分検討してください。</p> <p>環境省の「環境アセスメント制度のあらまし(パンフレット)」でも「環境アセスメントとは? 開発事業による環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。」p1として、必要性や採算性は当然のこととし、それに加えて環境の保全を掲げています。配慮書段階で、採算性を検討することが重要です。</p>	<p>トヨタ自動車は、国内生産300万台体制の維持に加え、先端技術を活用し、多様な人材が活躍できる環境を備えた「未来工場」づくりに取り組んでおり、2025年8月に愛知県豊田市(貞宝町周辺)に車両工場を新設するための土地の取得を決定しております。</p>

※意見中の図表については、省略させていただきました。

以上